

<きよたマルシェ飲食ブース出店募集要項>

1 イベント概要

- (1) 日時 平成30年(2018年)9月8日(土)10:00~16:00(予定)
- (2) 場所 清田区役所前市民交流広場(清田区平岡1条1丁目)
- (3) 内容 きよたマルシェ(農産物、きよたスイーツ、授産製品、軽食などの販売)
きよフェス(清田区出身アーティストライブ、JAZZライブなどのステージ)
- (4) 趣旨 清田区の新しい魅力を発掘し、区内外に発信するため、「食」と「音楽」をテーマに、地域に縁のある関係者と連携して、清田区の魅力を体感する場を創出する。
- (5) 主催 きよたまちづくり区民会議・清田区

2 募集区画

飲食を提供する店舗(8店舗程度+キッチンカー数台)
(出店スペース:2.7m×3.6m、又は3m×3.7m程度)

3 出店条件

- ① 現在、清田区内で飲食店経営、販売実績があること。
- ② 販売品目の一つ以上に清田区産の食材(農産物等)を使用すること。
- ③ 販売内容及び価格については、事務局と事前に協議し決定すること。
- ④ 責任者が常駐すること。
- ⑤ イベント終了後、売上げを報告すること。

4 飲食店出店区分(飲食店区分A、Bは、提供品目に応じて主催者が振り分けます)

- A 簡易調理・調理済み食品提供ブース【4店舗程度】
別紙1に記載されている食品の販売
- B 簡易調理(2層シンク必要)ブース【4店舗程度】
別紙1のほか、保健所が認めたもの(例:炊飯を伴うもの)
- C キッチンカー【若干】
営業許可を受けたキッチンカーでの食品の販売

5 申込方法

きよたマルシェ出店申込書(様式1)に出店者概要及び販売品目を記入の上、事務局にFAX又はメールにてお申込みください。出店者選定の参考となりますので、販売品目はできる限り具体的にご記入ください。

6 出店者の決定

募集店舗数上限を超える場合は、出店条件を確認し、出店スペースや販売品目を加味したうえ抽選により決定し、5月下旬~6月初旬に出店可否をご連絡いたします。

なお、提出書類の記載内容の不備・不明瞭等により、事務局から出店企画に関する問い合わせをさせていただく場合があります。

7 留意事項

- ① ブースの割り当ては、事務局にて決定させていただきます。
- ② 生ものは販売できません。
- ③ 飲料（アルコール類及びソフトドリンク）については、原則販売不可とします。
- ④ 保健所への申請、イベント保険加入手続きは、事務局にて一括して行います。
- ⑤ 出店ブースで使用する備品設備について、基本設備及びガスや電気を利用する設備・備品（別紙2）は事務局で用意いたしますが、それ以外の必要な機材は出店者にてご用意ください。なお、希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。
- ⑥ ブースで発生したゴミは、各自でお持ち帰りください。
- ⑦ 出店者は、ブースを申込内容以外の用途に使用したり、第三者に転貸または使用させることはできません。
- ⑧ 食品衛生法等を遵守し出店してください。保健所等の指導により、出店をお断りする場合があります。
- ⑨ 出店料は無料とし、売上及び販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属します。
- ⑩ 荒天・天変地異・不可抗力により予定通りの開催が不可能になった場合、開催時間の変更または中止することがあります。その際、出店者の諸費用について、主催者は保証の責任を負いません。

8 出店の流れ

- ① 募集開始（5月1日）
 - ・ 区ホームページ、区役所地域振興課窓口で、募集要項を配布します。
- ② 申込み締切り（5月21日）
 - ・ きよたマルシェ出店申込書（様式1）をメール又はFAXで提出ください。
- ③ 出店者の選定（5月下旬）
 - ・ 募集店舗数上限を超える場合は、出店条件を確認し、出店スペース、販売品目を加味したうえで抽選により決定いたします。
- ④ 当落通知（5月下旬～6月初旬）
 - ・ メール、電話にて個別に連絡します（当選者には、必要書類を送付します）。
- ⑤ 出店者説明会（6月6日）
- ⑥ 必要書類提出（6月下旬）
- ⑦ 「きよたマルシェ&きよフェス」開催（9月8日）
- ⑧ アンケート、売上げ報告（9月中旬）
- ⑨ 出店者意見交換会（10月頃）

9 申込・問い合わせ先

担 当 清田区役所市民部地域振興課まちづくり推進係 松島、阿部
電 話 011-889-2024
F A X 011-889-2701
メール kiyota.shinko@city.sapporo.jp